



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年5月17日金曜日 第509号

◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の告示.....	(行政経営課総務事務管理室) ...	384
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	384
保安林予定森林にする旨の通知(2件).....	(森林整備課) ...	385
保安林の指定.....	(") ...	385
保安林の指定施業要件の変更予定.....	(") ...	386
指定道路の指定(2件).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	386
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	386
指定医師の所在地の変更.....	(") ...	387
指定医師の辞退の届出.....	(") ...	387

訓 令

愛媛県鹿森ダム操作規則の一部を改正する訓令.....	(河川課) ...	388
----------------------------	-----------	-----

公 告

愛媛県松山庁舎外壁修繕業務の委託.....	(中予地方局総務県民課) ...	389
-----------------------	------------------	-----

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	390
政治団体の設立の届出.....	(") ...	390
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	390
政治団体の解散の届出.....	(") ...	391
資金管理団体の指定の届出.....	(") ...	391

公営企業管理規程

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程.....	(公営企業管理局総務課) ...	392
---	------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第463号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県給与システム運用保守業務委託 一式	愛媛県総務部総務管理 局行政経営課総務事務 管理室 愛媛県松山市一番町四 丁目4番地2	令和6年4月1日	株式会社アイシーエス 代表取締役社長 法貴 敬 岩手県盛岡市松尾町17番 10号	58,000,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による

○愛媛県告示第464号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並び

に松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ北条辻店
松山市北条辻1164番

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ
福岡県朝倉市一木1148番地の1
代表取締役 森 竜馬
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年1月2日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,481平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
64台
イ 駐輪場の収容台数
14台
ウ 荷さばき施設の面積
50平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9.11立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和6年5月1日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
- (1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第465号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
大洲市河辺町北平1993から1995まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第466号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字奥野川1513の1、1513の2、1514の1から1514の4まで、1515の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字奥野川1514の1・1515の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第467号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所

西条市丹原町関屋乙99の4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

丹原町関屋乙99の4(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第468号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中村時広

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市丹原町関屋乙24の1、乙159の2

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市丹原町関屋乙28の1、乙29の1、乙29の2、乙31の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第469号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年5月17日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和6年5月7日

3 指定道路の位置

四国中央市妻鳥町字六反地1223番1の一部、1229番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 79.57メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第470号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年5月17日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和6年5月8日

3 指定道路の位置

四国中央市金田町半田字栴壇木乙291番1の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 90.09メートル

(2) 幅員 4.42メートル

○愛媛県告示第471号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、そしゃく・呼吸器機能障害	内科、リハビリテーション科	医療法人財団尚温会伊予病院	仙波尊教	伊予市八倉906番地5	令和6年5月1日
肢 体 不 自 由	内 科	新 田 診 療 所	林 夕起子	新居浜市新田町一丁目9番9号	令和6年5月1日

肢 体 不 自 由	整 形 外 科	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	公 文 剣 斗	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和6年5月1日
-----------	---------	-----------------------	---------	-----------------	----------

○愛媛県告示第472号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
清 家 史 靖	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	お ち 内 科 循 環 器 科	伊予郡松前町大字大溝508番地12	令和6年3月31日
酒 井 真 一 郎	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛 媛 県 立 新 居 浜 病 院	新居浜市本郷三丁目1番1号	令和6年3月31日
久 米 達 彦	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和6年4月1日
窪 田 真 志	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	松野町国民健康保険中央診療所	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	令和6年4月1日
丹 啓 紀	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	済 生 会 西 条 病 院	西条市朔日市269番地1	令和6年4月1日
村 上 幹 和	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	市 立 宇 和 島 病 院	宇和島市御殿町1番1号	令和6年4月1日
曾我部 恭 成	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	今 治 市 医 師 会 市 民 病 院	今治市別宮町七丁目1番40号	令和6年4月1日

○愛媛県告示第473号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

診 断 した 身 体 障 害 の 種 類	診 療 科 名	病 院 又 は 診 療 所 の 名 称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届 出 年 月 日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内 科	おひさまファミリークリニック	藤 野 俊	伊予郡松前町大字筒井399番地1	令和6年3月28日
じん臓機能障害	腎臓内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	牧 田 愛 祐	東温市志津川	令和6年4月4日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	原 和 也	東温市志津川	令和6年4月4日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	羽 成 敬 広	東温市志津川	令和6年4月4日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	甲 斐 成 彦	東温市志津川	令和6年4月4日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	丸 山 諒	東温市志津川	令和6年4月4日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝胆膵・乳腺外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 田 泰 次	東温市志津川	令和6年4月4日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝胆膵・乳腺外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	坂 元 克 考	東温市志津川	令和6年4月4日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	肝胆膵・乳腺外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 川 晃 平	東温市志津川	令和6年4月4日
心 臓 機 能 障 害	小 児 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高 田 秀 実	東温市志津川	令和6年4月4日
心 臓 機 能 障 害	心臓血管外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	福 西 琢 真	東温市志津川	令和6年4月4日
肢 体 不 自 由	臨床薬理内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	多 田 聡	東温市志津川	令和6年4月4日

肢 体 不 自 由	臨床薬理内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	越 智 智佳子	東温市志津川	令和6年4月4日
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	岡 田 陽 子	東温市志津川	令和6年4月4日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	西予市立西予市民病院	濱 田 徹	西予市宇和町永長147番地1	令和6年4月5日
肢体不自由、呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	西予市立西予市民病院	澤 田 芳 行	西予市宇和町永長147番地1	令和6年4月5日
肢体不自由、心臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	西予市立西予市民病院	末 光 浩 也	西予市宇和町永長147番地1	令和6年4月5日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸機能障害	小 児 科	医療法人起生会武田医院	渡 部 雅 愛	今治市桜井四丁目12番31号	令和6年4月8日
肢 体 不 自 由	内 科	医療法人起生会武田医院	武 田 昭	今治市桜井四丁目12番31号	令和6年4月8日
肢 体 不 自 由	形 成 外 科	住友別子病院	安 井 史 明	新居浜市王子町3番1号	令和6年4月8日

訓 令

○愛媛県訓令第8号

土 木 部
東 予 地 方 局

愛媛県鹿森ダム操作規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県鹿森ダム操作規則の一部を改正する訓令

愛媛県鹿森ダム操作規則（昭和41年愛媛県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（洪水）</p> <p>第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒190立方メートル以上ある場合における当該流水とする。</p> <p>（洪水調節）</p> <p>第15条 所長は、次に_____定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、次_____に定めるところによらないことができる。</p> <p>(1) 流入量が毎秒190立方メートルに達した後、毎秒369立方メートルに達するまでは、毎秒{(流入量 - 190) × 0.864 + 190}立方メートルの流水を放流し、流入量が毎秒369立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒345立方メートルに等しくなるときまで、毎秒345立方メートルの流水を放流すること。</p> <p>(2) 流入量が毎秒369立方メートル以下で、最大に達した後は、毎秒{(最大流入量 - 190) × 0.864 + 190}立方メートルの流水を流入量が当該流量に等しくなるときまで放流すること。</p> <p>(3) 前2号の場合において、水位の状況により、放流することのできる流水の量がそれぞれ前2号に規定する量に満たないときは、当該水位において放流することのできる最大量の流水を放流すること。</p> <p>（放流量）</p> <p>第22条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次_____に掲げる量から山根発電所の使用水量（毎秒5立方</p>	<p>（洪水）</p> <p>第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒100立方メートル以上ある場合における当該流水とする。</p> <p>（洪水調節）</p> <p>第15条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、次の各号に定めるところによらないことができる。</p> <p>(1) 流入量が毎秒100立方メートルに達した後、毎秒383立方メートルに達するまでは、毎秒{(流入量 - 100) × 0.864 + 100}立方メートルの流水を放流し、流入量が毎秒383立方メートルを超えたとき以後は、流入量が毎秒345立方メートルに等しくなるときまで、毎秒345立方メートルの流水を放流すること。</p> <p>(2) 流入量が毎秒383立方メートル以下で、最大に達した後は、毎秒{(最大流入量 - 100) × 0.864 + 100}立方メートルの流水を流入量が当該流量に等しくなるときまで放流すること。</p> <p>（放流量）</p> <p>第22条 ダムから放流を行なう場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量から山根発電所の使用水量（毎秒5立方</p>

メートル以内)を控除した量を超えないようにしなければならない。

- (1) 省略
- (2) 第20条第3号、第8号又は第9号の場合においては、毎秒190立方メートル
- (3) 省略

メートル以内)を控除した量をこえないようにしなければならない。

- (1) 省略
- (2) 第20条第3号、第8号又は第9号の場合においては、毎秒100立方メートル
- (3) 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年5月17日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌 二

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県松山庁舎外壁修繕業務
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県松山庁舎の外壁の修繕 1式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書、設計書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県松山市北持田町132番地
愛媛県松山庁舎
- (6) 入札方法
入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までにおける愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であり、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札の日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 業務実施の主体として本件の入札に付する業務と同種の業務を確実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 建築一式工事に係る建設業許可(大臣、知事のいずれも可)を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県中予地方局地域産業振興部総務県民課総務係
〒790 8502

愛媛県松山市北持田町132番地

電話 (089)941 1111 内線303

又は(089)909 8750

(2) 入札書の受領期限

令和6年6月26日(水)午後2時00分まで。

(3) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和6年6月14日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで)に、(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和6年6月26日(水)午後2時00分

愛媛県松山庁舎6階第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和6年6月14日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県中予地方局長から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県中予地方局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Repair of outer wall at Matsuyama Government Building Ehime

Prefecture

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 26 June 2024
(3) For further information, please contact: General Affairs Section, General and Public Affairs Division, Regional Industrial Development Department, Matsuyama Government Building Ehime Prefecture, 132 Kitamochidamachi, Matsuyama, Ehime 790 8502 Japan
TEL 089 909 8750

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和6年5月17日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三好賢治

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,114,902
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,299
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して

得票数

239,363

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, 同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得票数)

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

Table with 4 columns: 政治団体の名称, 代表者及び会計責任者の氏名(代表者, 会計責任者), 主たる事務所の所在地, 届出年月日

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和6年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 政党の支部

Table with 6 columns: 政治団体の名称, 代表者の氏名, 異動事項, 新, 旧, 異動年月日

		代表者	忽那秀亮	山口俊一	
		会計責任者	忽那秀亮	山口俊一	
自由民主党小田支部	林博	会計責任者	越智治徳	西岡正	令和6年3月20日
自由民主党愛媛県支部連合会	鈴木俊広	代表者	鈴木俊広	三宅浩正	令和6年3月30日
		会計責任者	岡田志朗	戒能潤之介	
自由民主党愛媛県松山市第十三支部	向田将央	会計責任者	向田将央	米井富春	令和6年3月31日
自由民主党愛媛県エルピガス支部	妹尾次郎	会計責任者	峯本耕典	本田拓也	令和6年4月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
井谷ゆきえ後援会	高須賀順子	会計責任者	末田真志	大河内美知子	令和6年1月1日
政治結社志國紫電改	岩城誠太郎	主たる事務所の所在地	松山市山越三丁目17-59	松山市千舟町七丁目8-5	令和6年3月31日
		会計責任者	佐藤良枝	佐藤葵	
向田まさひろ後援会	向田将央	代表者	向田将央	米井富春	令和6年3月31日
		会計責任者	向田将央	松岡勝美	
しんやしき剛後援会	大西亮平	代表者	大西亮平	稲澤真一	令和6年4月1日
全国LPガス政治連盟愛媛県支部	妹尾次郎	会計責任者	峯本耕典	本田拓也	令和6年4月1日
遠藤あや後援会	遠藤素子	代表者	遠藤素子	井上博幸	令和6年4月20日
細川ひであき後援会	細川富生	代表者	細川富生	高木守	令和6年4月20日
		会計責任者	河野高義	細川富生	

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年5月17日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三好賢治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県小売酒販支部	忽那秀亮	令和6年2月28日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
高橋たもつ後援会	高橋保	令和6年4月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和6年5月17日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
大西賢治	四国中央市長	けんじと絆の Rond	四国中央市川之江町4064 - 7	令和6年4月11日

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第5号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程を次のように定める。

令和6年5月17日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(令和6年愛媛県条例第26号)の施行期日は、令和6年5月21日とする。